

計画策定部会の進め方等について

第 1 回計画策定部会（4/28）

【項目】

1. 第3期「あまがさきし地域福祉計画」策定の検討の方向性(案)
2. 計画策定に向けた検討体制及びスケジュール(案)
3. 「あまがさきし地域福祉計画」にかかる意識調査について

1 第3期「あまがさきし地域福祉計画」策定に向けた検討の方向性（案）

「あまがさきし地域福祉計画」について

「あまがさきし地域福祉計画」とは

社会福祉法第107条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。これは、市だけでなく、地域住民、ボランティア、事業者、専門機関、社会福祉協議会、NPOなど、全ての人々が参画・協働することで、「すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、みんなで支えるまちをつくる」地域福祉の推進に取り組む計画です。

(社会福祉法抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

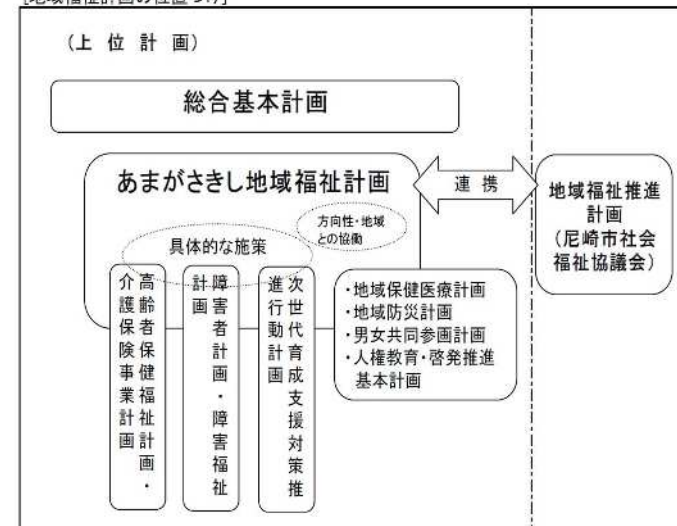
第2期「あまがさきし地域福祉計画」の位置づけ

総合基本計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画とします。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各計画を基本とします。本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、福祉分野別計画の総合版として今後の地域福祉のあり方や地域福祉推進を図る取組みを示すものとなります。

第2期「あまがさきし地域福祉計画」より抜粋

[地域福祉計画の位置づけ]



第3期「あまがさきし地域福祉計画」策定の視点

法改正等に伴う視点

- 改正災害対策基本法(尼崎市避難行動要支援者 避難支援ガイドライン)
- 生活困窮者自立支援法(自立相談支援事業、子どもの学習支援、中間的就労の推進等)
- 改正社会福祉法(社会福祉法人の地域における公益的取り組みを実施する責務)
- 改正介護保険法(介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括ケア(認知症への支援))
- 障害者総合支援法、障害者差別解消法(H28.4 障害者差別解消支援地域協議会、障害者権利擁護)
- いじめ防止対策推進法(H28.1 尼崎市いじめ防止基本方針)
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律(H26.1 生活支援・就労支援等の重層的な支援)
- 子ども・子育て関連3法(H27.4 地域の子ども・子育て支援の充実)

市の取組に伴う視点

- 総合戦略政策パッケージ【 H27～H31に取り組む6つの政策分野】
子ども・子育ての充実 学校教育・社会教育と人材育成 安心して働ける場の創出
市民とともに取り組む健康寿命の延伸 シビックプライドの醸成 土地利用と住環境創出
- 自治基本条例の制定(平成28度中策定予定)
- 公共施設の最適化に向けた取り組み等
南北保健福祉センターの設置
地域福祉・保健担当が担ってきた申請受付等の窓口業務の社会福祉協議会への委託
- 子どもの育ち支援センター機能のあり方について

第2期計画の評価に基づく視点

- 新たな担い手づくり
- 地域福祉活動専門員の取組
- 地域福祉会議
- 地域福祉活動グループ
- 地域での活動拠点づくり
- 地域と市、専門機関のネットワークづくり
- 推進体制の充実(行政、社会福祉協議会の取組)
- 小地域福祉活動の財源

第2期計画の評価・検証を踏まえ、第3期計画に盛り込む内容の検討を行う。
例) 地域福祉会議のあり方等

地域における生活・福祉課題の分類(案)

萩田委員「社協活動と小地域福祉活動～誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの挑戦～」の資料をもとに事務局で作成

経済的、社会生活の面において自立している人であっても、失業、病気、事故、加齢による身体状況等の変化など、誰もが起こり得るリスクを抱えている。

一方で、認知症の疑いや発達障害等の疑いのある者、ひきこもりやセルフネグレクトにある者など公的サービスの対象にならない「制度の狭間」の課題が存在する。

また、単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、身近に相談したり、問題に気づいてくれる家族知人がいないために、公的サービスを知らない、あるいは知っていても自ら相談できない者も存在する。

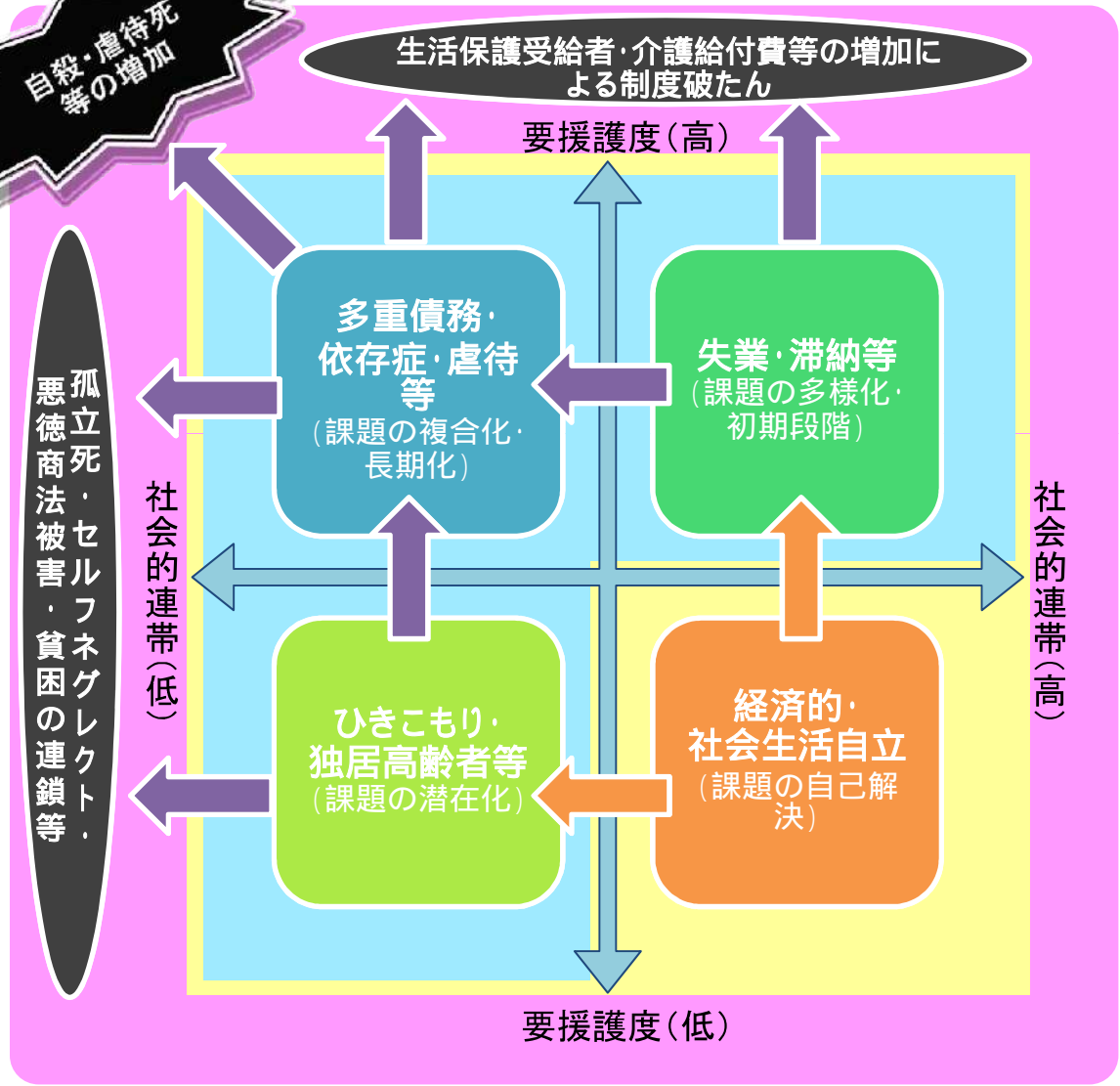
そのため、今は経済的、社会生活の面で自立していても、様々な課題に直面した時に、必要な支援に結びつかずに、課題が複合化、長期化することで深刻化し、自殺などの最悪のケースに至るリスクが高まる。

自殺・虐待死等の増加

生活保護受給者・介護給付費等の増加による制度破たん

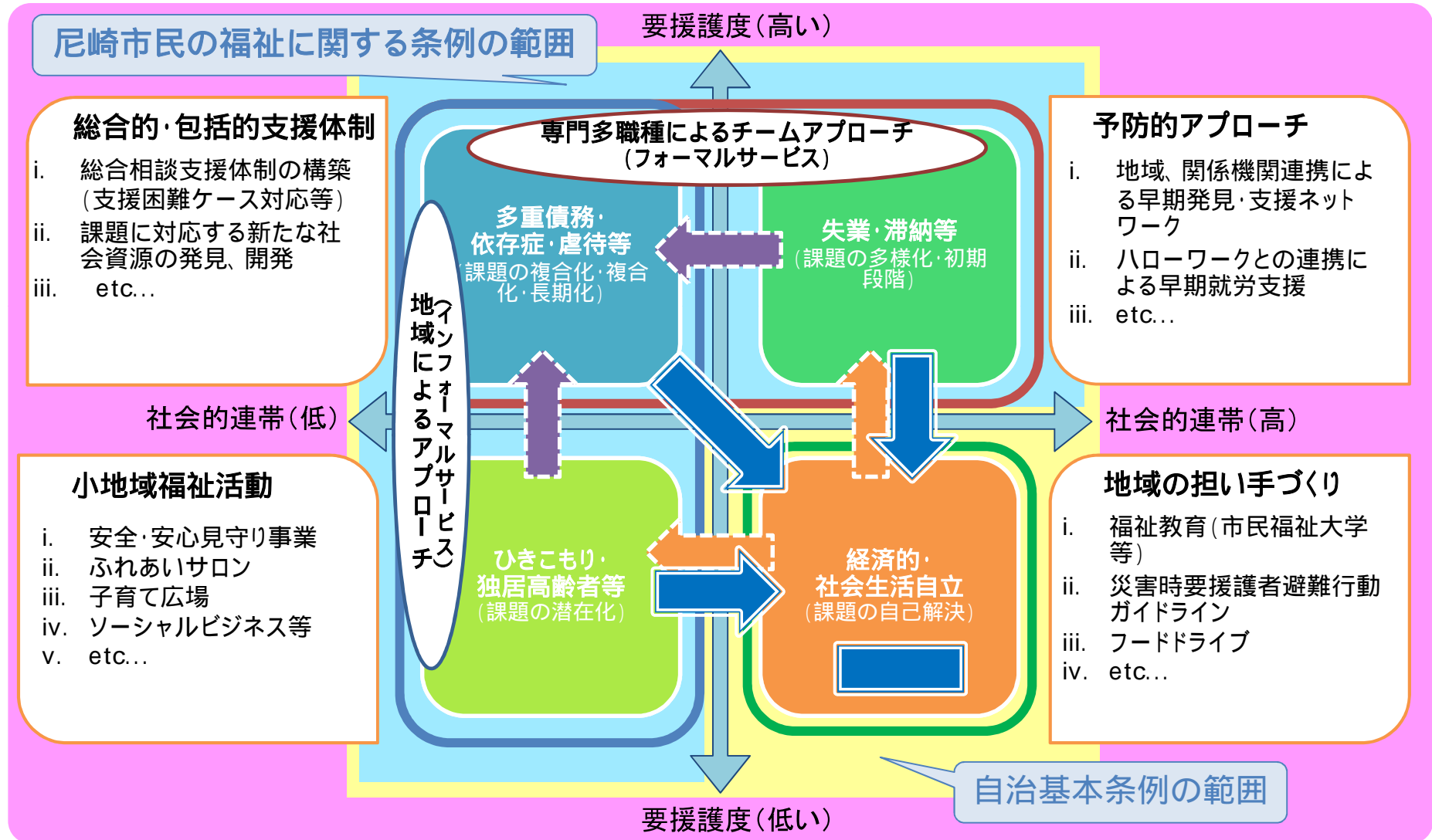
制度の狭間

社会的孤立・社会的排除

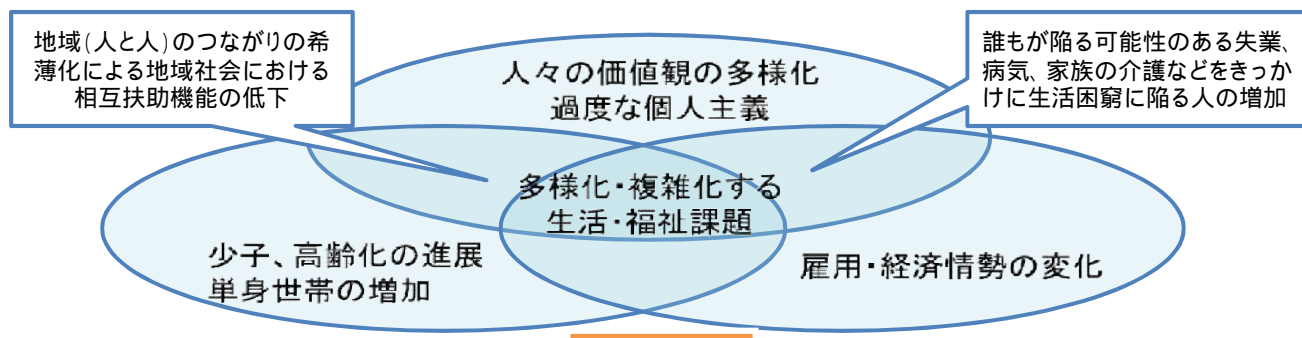


地域における生活・福祉課題への対応フレーム

地域福祉の視点としては、社会的排除の対象となりやすい人たちの権利を擁護し、地域社会への統合・包摂していく「ソーシャルインクルージョン」の視点と誰もが陥り、個人では対応できない生活・福祉課題を地域社会全体の矛盾や不具合ととらえ、予防し対処する「リスクマネジメント」の視点で取り組む必要がある。(第3期兵庫県地域福祉支援計画より抜粋)



第3期「あまがさきし地域福祉計画」策定コンセプトイメージ



社会的孤立・社会的排除のリスクの増大

壮年期のひきこもり・発達障害の疑い・難病患者・若年性認知症・障害のある一人親家庭等
認知症高齢者の増加と支える家族の負担の増加
高齢者・障害者等に対する虐待や振り込め詐欺などの犯罪被害・消費者被害の増加
「老後破産」、「貧困の連鎖」などに現れる生活困窮リスクの増大
要介護者の災害時の孤立化 子育て中の親の孤立化、児童虐待、DV件数 など

生活・課題に対応した主な制度改正等

災害対策基本法(避難行動要支援者避難支援ガイドライン等)平成26年4月施行
生活困窮者自立支援制度(自立相談支援事業、学習支援事業等)平成27年4月施行
改正社会福祉法(社会福祉法人の地域における公益的な取組の義務)平成28年4月施行
改正介護保険法(介護予防・日常生活支援総合事業:平成29年度実施)
改正障害者総合支援法、障害者差別解消法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等

第3期「あまがさきし地域福祉計画」(平成29年度～平成33年度)

(基本理念) 誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現
「地域づくり」と「地域の支え合い」を意識した地域福祉の推進に向けて。

ソーシャルインクルージョンの視点

検討の方向性(案)

リスクマネジメントの視点

自立相談支援事業

公共施設の最適化

南北保健福祉センターの設置等

総合事業の推進

社福法人の地域における公益的取組み

総合的・包括的支援体制

- i. 総合相談支援体制の構築(支援困難ケース対応等)
- ii. 課題に対応する新たな社会資源の発見、開発 etc...

小地域福祉活動の推進

- i. 安全・安心見守り事業
- ii. ふれあいサロン
- iii. 子育て広場 etc...

予防的アプローチ

- i. 地域、関係機関連携による早期発見・支援ネットワーク
- ii. ハローワークとの連携による早期就労支援 etc...

地域の担い手づくり

- i. 福祉教育(市民福祉大学等)
- ii. 災害時要介護者避難行動ガイドライン etc...

自治基本条例

市民福祉条例

総合戦略パッケージ

子ども・子育ての充実 学校教育・社会教育と人材育成 安心して働ける場の創出 市民とともに取り組む健康寿命の延伸 シビックプライドの醸成 土地利用と住環境創出

第3期計画における重点取組み項目の検討

社会福祉協議会 第4期地域福祉推進計画

連携

2 計画策定に向けた検討体制及び スケジュール（案）

第3期「あまがさきし地域福祉計画」策定の検討体制等

検討体制について

尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会に「計画策定部会」を設置し、各分野で地域福祉の推進に取り組まれている方の幅広い意見を取り入れ、第3期計画素案の作成を行う。

また、庁内関係各課職員で構成する庁内推進会議と随時調整を行い、第3期計画がより実効(行)性のある計画となるよう検討する。

尼崎市社会保障審議会

社会福祉法第7条第1項
尼崎市民の福祉に関する条例第16条

地域福祉専門分科会

社会福祉法第11条第2条
尼崎市社会保障審議会規則第5条第1号

計画策定部会

尼崎市社会保障審議会規則第7条

(委員構成) 10人程度

学識経験者3人、社会福祉協議会1人、障害者団体1人、民生児童委員1人、福祉施設1人、子育て支援関係者1人、地域包括支援センター1人、防災関係者1人、その他地域福祉関係者1人

【部会長・副部会長会議】
部会長・副部会長に学識経験者等を加えたメンバーによる会議を随時開催する。

市と社協担当職員間でのワーキング会議を開催し、社協の計画や取組との連携を図る。

「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議

(設置目的)

「あまがさきし地域福祉計画」の円滑な推進に向け、庁内の連携を深めるとともに、その進捗状況を確認し、課題等の審議を行う。

(委員構成) 22人

危機管理局 1人、企画財政局 1人、総務局 1人、市民協働局 3人、健康福祉局 11人、子ども青少年本部事務局 1人、経済環境局 1人、都市整備局 1人、教育委員会 1人

計画策定に向けた会議体開催スケジュール(案)

地域福祉専門分科会

- 平成28年3月29日 第1回 地域福祉計画の改定について(諮問)
計画策定部会の設置について
- 平成28年 8月 第1回 中間報告について(骨子等)
- 平成28年 10月 第2回 計画素案について
- 平成29年 3月 第3回 地域福祉計画の策定について(答申)
パブコメ 結果の報告

計画策定部会

平成28年4月～11月頃に、約8回程度集中的に開催を予定しています。
審議及び議論の進捗状況等により、会議回数は増えることがあります。
開催時間は、委員が参加しやすい夕方以降の開催を基本とします。

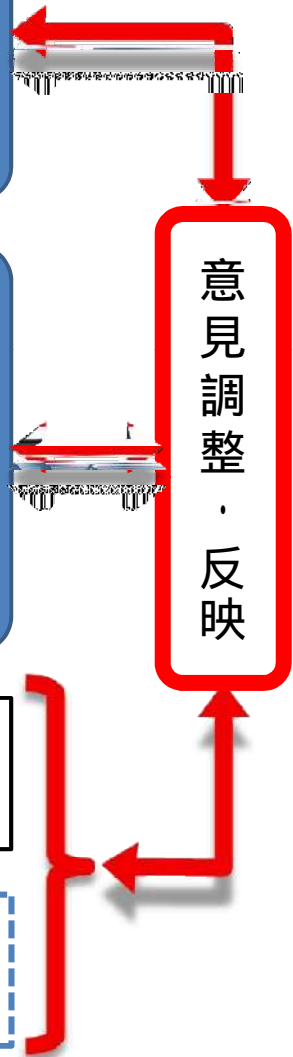
(参考) 平成28年4月下旬 第1回 計画改定の説明等
平成28年5月～8月 第2回～第5回 中間報告(案)の検討
平成28年9月～10月 第6回～第7回 計画素案の検討
平成28年11月 第8回 計画素案の説明

庁内推進会議

平成28年4月～11月に関係部局担当課長による会議を開催するほか、重点取組項目の具体的な施策立案に向けて関係課担当者レベルでの検討チームの開催を予定。

社会福祉協議会とのWG会議

平成28年4月～12月に社会福祉協議会職員数名と福祉課、高齢介護課、生活困窮者自立支援担当課職員の6名程度で会議の開催を予定。会議開催及び社協職員選出については社協事務局長に依頼済み。



計画策定部会スケジュール及び検討内容(案)

日時		場所	主な検討内容	開催数	日時	場所	主な検討内容
4月28日(木)	18:30 20:30	すこやかA	<p>計画策定部会の進め方について</p> <p>(1) 第3期「あまがさき地域福祉計画」策定に向け検討内容(案)(2) 計画策定部会のスケジュール等第2期地域福祉計画の検証と評価等</p> <p>地域福祉推進における諸制度について</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援制度</p> <p>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>(3) 地域福祉活動専門員の取組み</p>	第5回	8月		<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告(案)について ・第3期地域福祉計画の目次や構成(案)に基づく意見交換
5月18日(水)	15:00 17:00	市政情報センターホール1	<p>社会福祉協議会と地域福祉計画について</p> <p>尼崎市の現状について</p> <p>地域福祉推進における諸制度について</p> <p>(1) 社会福祉法人の制度改革について</p> <p>(2) 子ども子育てCSWの活動について</p> <p>(3) 避難行動要支援者の避難支援について</p> <p>重点取組み項目の検討1</p>	第6回	9月		<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画(素案)に関する意見交換
6月29日(水)	15:00 17:00	すこやかA	<p>市民・事業者等のアンケート結果(速報)について</p> <p>重点取組み項目の検討2</p>	第7回	10月		<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画(素案)に関する意見交換
7月20日(水)	15:00 17:00	すこやかA	<p>市民・事業者等のアンケート結果について(報告)</p> <p>重点取組み項目の検討3</p> <p>中間報告(案)について</p>	第8回	11月		<ul style="list-style-type: none"> ・第3期地域福祉計画(素案)に関する意見交換

今後、日程調整を行います。

「あまがさきし地域福祉計画」
にかかると意識調査について

「あまがさきし地域福祉計画」にかかる市民等意識調査

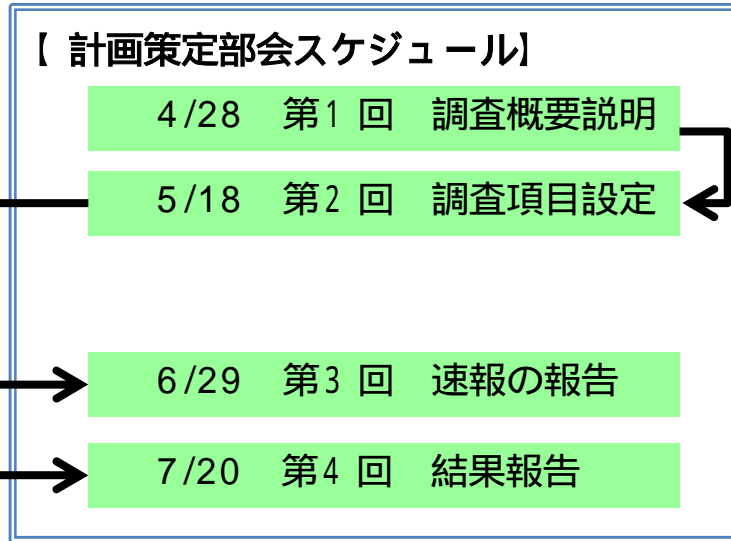
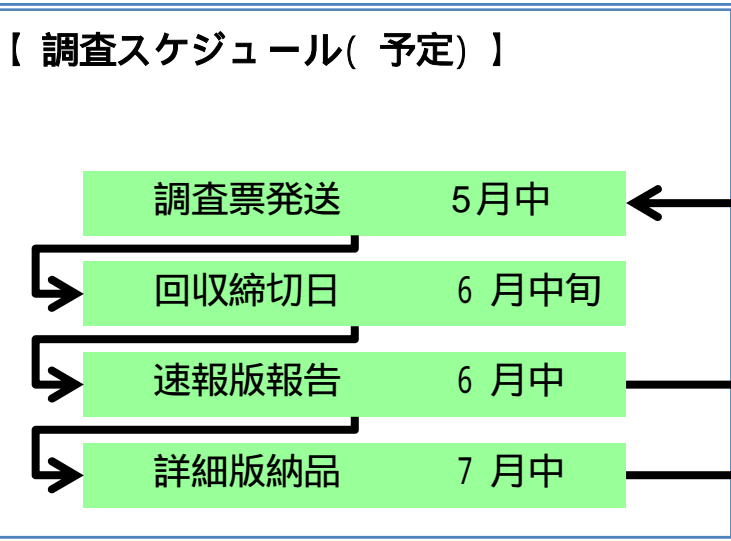
調査目的

地域福祉の推進には、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、社会福祉に関する活動者が地域の「生活・福祉課題」を共有し、その解決に向けた主体的な参画、連携が必要となる。現在、社会・経済情勢の変化等による地域のつながりの希薄化などにより地域社会の相互扶助機能の低下に加え、「生活・福祉課題」の多様化・複雑化が課題となっている。そのため、市民、福祉事業者、民生児童委員の認識する「生活・福祉課題」と、それに対する各主体の取組みや市民の地域社会感情（帰属意識等）を把握し、地域福祉計画策定における基礎資料とする。

調査対象

【調査対象件数】 3,048人
 市民 2,000人 住民基本台帳等に記載されている市内在住の20歳以上の市民（民生児童委員を除く）から無作為抽出
 民生・児童委員 848人 民生・児童委員の定数
 福祉事業者（NPO団体を含む） 200事業者

スケジュール



アンケート項目は部会長・副部会長と事務局で設計した後、計画策定部会委員の確認を行う。